

令和8年度岩手県営運動公園利用調整資料

1 運動公園施設

- (1) 陸上競技場
- (2) 補助競技場
- (3) テニスコート
- (4) 野球場
- (5) サッカー・ラグビー場（第1グラウンド・第2グラウンド）
- (6) スポーツクライミング競技場
- (7) ヘルスコース

2 岩手県営運動公園の利用優先順位

- (1) 主催団体及び利用者の優先順位
 - ア 岩手県の主催事業及び岩手県スポーツ振興事業団が必要と認める事業
 - イ 岩手県体育協会、県関係競技団体、県学校体育連盟等の主催事業
 - ウ 岩手県内各市町村教育委員会、体育協会、学校体育連盟等の競技会
 - 岩手県関係競技団体傘下の各市町村関係競技団体等の競技会
 - エ その他一定規模以上の体育・スポーツ・レクリエーション等の競技会
- (2) 大会規模・大会種別の優先順位
 - ア 国際大会、全国大会、東北ブロック大会、県大会等の各種大会行事
 - イ アマチュアスポーツ・プロスポーツ等及びその他の体育、スポーツ行事
- (3) その他
 - ア 当運動公園を確実に使用する行事を優先します。他施設の予備会場としての予約はできません。
 - イ 各競技団体間において重複する場合は、特定の「競技団体」に偏らないよう配慮願います。

***** (実際の利用に関する資料) *****

「県営運動公園利用上の留意事項」

- (1) 今回、調整・予約された日程は、一般利用とは別に優先的に確保するものです。原則として、本日予約された日程のキャンセルはご遠慮願います。なお、仮予約としての申込や当事業団所管外施設との併願申込みは認められません。
- (2) 申請と異なる団体や内容での利用、利用者間の又貸しは認められません。その他、無断キャンセル等、悪質な行為を行った団体には、来年度の調整会議の案内中止や今後の利用をお断りする場合がございますのでご注意願います。
- (3) 今回の利用予定の調整後、利用前に施設へ別途「使用申請書」の提出が必要となります。利用料の納入（利用前清算）と併せて早めの利用手続きをお願いします。
- (4) やむを得ず利用予定の取り消しを行う場合は、速やかに申し出願います。
- (5) 大規模な大会や催し物を開催する場合、また、利用料の免除を申請する場合は、開催要項を持参のうえ、利用1ヶ月前までに利用施設の担当者と事前打ち合わせを行ってください。その他の催しについても、遅くとも利用1週間前までには打合せをお願いします。予約内容等に変更がある場合は速やかに申し出てください。（打合せ実施後の時間や内容の変更は原則認められません。）
- (6) 利用開始時刻及び終了時刻等は「利用料積算」の基礎となりますので、明確に記入してください。
- (7) 利用開始時間の前までに各施設において利用料の支払を済ませ、使用承認書の交付を受けてください。また原則現金での支払をお願いいたします。（利用前事前納入・原則現金支払）
- (8) 利用当日は「開始・終了時刻」等について、必ず報告してください。
なお、大会プログラムがある場合は、一部提出願います。（問い合わせ回答用）
- (9) 大会予備日は、その大会が終了した時点で「取消し（消滅）」とします。事前の相談なく、予備日に利用を組まないでください。

「その他」

- (1) 当運動公園の駐車場は「使用承認書」の裏面に印刷しておりますのでご活用ください。
- (2) 大会規模や他施設における大会開催などにより、駐車場を利用できない場合があります。規模の大きな大会を開催する場合には、必ず主催者から公共交通機関の利用と自家用車の自粛の周知又は別会場での駐車場の確保・案内・誘導員の配置をお願いします。
また、混雑が予想される場合は、駐車場係員を配置するようお願いします。
- (3) 全面禁煙・ゴミの持ち帰りにご協力願います。また弁当の空き箱は納入業者にその日のうちに引き取っていただくようお願いします。
- (4) 今回、調整・予約された「利用行事予定表」は、2月末までに当運動公園のホームページへの掲載を予定しております。

ホームページアドレス <https://iwate-sposhin.jp/undou/>